

刑弁でGO!

第47回

トピック

刑事事件における差入記録の取り扱い

刑事弁護委員会委員 贅田 健二郎 (61期)

1 はじめに

昨年12月26日、当会の新入会員(65期)に向けた研修の際、別紙の文書(次ページ参照)を配布し、新入会員への注意喚起の意味もこめて、刑事事件における差入記録の取扱いについて説明をさせていただきました。今回は、その報告も兼ねて、会員の皆様に改めて差入記録の取扱いの注意点を確認していただきたいと思います。

2 記録差入の必要性

まず前提として、刑事事件においては、国選、私選を問わず、検察官から開示された記録を差し入れて、被告人にも検討してもらうことが原則であることを忘れてはなりません。条文上も、証拠の同意・不同意を決める主体は被告人ですから(刑事訴訟法326条)、被告人の意見を確認するためにも証拠を差し入れる必要があります。また、記録を検討した被告人から、弁護人が気付かなかった新たな視点が提供されることも少なくありません。したがって、開示記録の差入を躊躇すべきではないと考えます(なお、住所や連絡先など不要な個人情報をマスキングするなどの配慮は必要でしょう)。

3 差入記録の取扱いについての注意点

もっとも、開示された記録には、被害者やその他

関係者、そして被告人自身のプライバシーに関わる事実などが記載されています。また、法律上目的外使用が禁止されており、禁止に違反した場合には刑罰に処せられる可能性があります(刑事訴訟法281条の4、同条の5。詳細は条文をご確認ください)。したがって、みだりに他人に見せたり渡したりしてよいものではなく、その取扱いには注意が必要です。

では、具体的にどうすればよいのでしょうか。少なくとも、目的外使用禁止規定を教示し、みだりに扱うとプライバシー等の利益が侵害されることにもなるから厳重に保管するよう注意喚起することは必要だと思われます。注意喚起の方法については、口頭の説明でもよいと思いますし、文書を差し入れる方法もあります。各弁護人なりの方法で注意していただければと思います。また、被告人が「知らない」という場合は、私は判決前(ないし判決直後)に宅下げてこちらで廃棄するようにしています。刑事弁護委員会の中には、被告人の意見を確認するため差し入れた記録に書き込みをしてもらい、それを宅下げることで、事実上回収している方もいました。

4 おわりに

ここに書かれていることは、皆様には常識的なことかもしれません。ただ、万一の事態が生じた場合には、被告人や関係者に不利益が及ぶおそれがあります。改めて、別紙の内容も参照しながら、適切な措置を励行していただければと思います。

会員各位

平成24年12月

東京弁護士会

差入記録の取扱について

1 国選、私選を問わず、公判弁護事件を受任した場合、検察官から開示された各種証拠の写しを被告人に差し入れることがあります。その際、以下の点に留意してください。

2 検察官から開示された記録には、被告人自身はもちろんのこと、当該事件に関して被害者や関係者が話している内容など、利害関係が複雑な事柄が多く記載されております。そのため、みだりに他人に見せたり渡したりしてよいものではありません。

また、改めて指摘するまでもないことかもしれませんが、被告人又は弁護人は、刑事訴訟法281条の4第1項に規定された目的以外の目的で検察官から開示された記録を使用することが原則として禁止されています。そして、被告人が禁止に違反しますと（弁護人が対価を得る目的で使用した場合も同様）、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（同法281条の5）。

過去に、被告人の親族が、開示された記録を一般のゴミ捨て場に捨ててしまったという事実が発覚しました。このような事態が生ずれば、関係者のプライバシー等の利益が侵害されることになるので、十分注意することが求められます。

3 検察官から開示された記録を差し入れ、被告人自身に検討してもらうことは、公判弁護活動上必要なことであり、記録の差入を躊躇すべきではありません。

ただし、弁護人が被告人に、検察官から開示された記録を差し入れる際には、目的外使用禁止規定の趣旨・目的にも触れながら、差入記録を厳重に保管し、みだりに他人に見せたり渡したりしないよう注意喚起することが求められます。その上で、被告人が廃棄を望むのであれば、弁護人に返却してもらった上で廃棄するなど、適切な措置を講ずることを励行してください。

以上

刑事訴訟法281条の4及び同条の5を改めて確認を！

問い合わせ先：東京弁護士会刑事弁護委員会 TEL.03-3581-2205